

平成 30 年第 4 回定例会（12 月 7 日）

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 28 分

○小松文人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりますこれら 12 件のうち、議案第 77 号から 79 号まで、及び 81 号から 88 号までの 11 件は全会一致で認定すべきものありますので、一括して採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松文人議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号から 79 号まで、及び 81 号から 88 号までの 11 件は一括して採決することに決しました。

これより、議案第 80 号「平成 29 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立多数であります。よって、本件は認定することに決しました。

これより、議案第 77 号「平成 29 年度安芸市一般会計歳入歳出決算認定の件」から議案第 79 号「平成 29 年度安芸市元氣バス事業特別会計歳入歳出決算認定の件」まで、及び議案第 81 号「平成 29 年度安芸市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件」から議案第 88 号「平成 29 年度安芸市水道事業会計歳入歳出決算認定の件」までの 11 件を一括採決いたします。

これら 11 件に対する委員長の報告は、認定であります。

これら 11 件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○小松文人議長 起立全員であります。よって、これら 11 件は認定することに決しました。

日程第 4、報告第 12 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第 12 号「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告を行うものであります。

平成 30 年 9 月 30 日に、市営改良住宅内で発生しました市営住宅の屋根瓦の落下による自動車物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。損害賠償額は 36 万 9,085 円で、損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

この事故は、同日に接近した台風 24 号の暴風により、市営改良住宅染井町 6 番団地の屋根瓦が剥がれて落下し、住宅敷地内に駐車していた相手方の所有する乗用車を直撃し、ボンネットやフロントガラス等を損傷したものでございます。この事故に伴います過失割合は、市の過失が 100%でありまして、相手方との協議が整ったことから、速やかに損害賠償を行うため専決処分したものでございます。

事故後、団地全体の状況を点検し、剥落のあった部分周辺の修繕を行うなど安全対策を講じております。今後におきましても、随時点検を行い、市営住宅の適切な維持管理の徹底につぎまして、なお一層努力してまいります。以上、専決処分の報告といたします。

○小松文人議長 日程第 5、議案第 93 号「安芸市浄化センター長寿命化工事委託に関する協定の一部変更の件」から議案第 105 号「平成 30 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 13 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 13 件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につぎまして提案理由を説明いたします。

議案第 93 号「安芸市浄化センター長寿命化工事委託に関する協定の一部変更の件」につきましては、施工中の同工事委託において、変更前の協定金額から 4,160 万円を減額し、変更後の協定金額を 2 億 7,360 万円とするため減額の協定を結びたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容の主な概要につきましては、委託先である日本下水道事業団が行った電気設備等の工事契約における機器単価の精査及び入札減等による費用の減少でございます。

次に議案第 94 号「安芸市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、消防職員として採用後 1 年以内の職員及び公益的法人等に派遣された職員等を定数外とすることができるよう、現行条例を改正するものでございます。

具体的には、消防職員については採用後、消防学校において 4 月初旬から 9 月下旬まで初任教育を、10 月下旬から 12 月下旬まで専科教育を受講することになり、年度のほとんどが不在となること、また職員が公益的法人に派遣された場合も、所属所に在籍していない状況となるため、定数外におくことができるよう定めるものでございます。

次に議案第 95 号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、主な改正内容として、8 月 10 日に人事院勧告が出されたことを受け、地方公務員法第 24 条第 2 項の規定に基づいて、勧告の趣旨に沿って、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、一般職の給料について、在職者ベースで平均 0.18%の改定を、また勤勉手当を 0.05 月分引き上げ期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の 4.40 月から 4.45 月へ改定するものでございます。そのうち給料につきましては、初任給及び若年層に重点をおいた改定となっております。

これによる影響額は、全職員総額で給料は約 180 万円の増額、期末・勤勉手当は約 500 万円の増額となる見通しであります。差額支給については議決をいただいた後に、年内に追加支給を予定しております。

また、県人事委員会の勧告の趣旨に沿って、県知事及び県議会議員の期末手当が引き上げられる見込みでありまして、市議会議員及び市長、副市長、教育長の期末手当につきましては、県の改正に準じて後刻、改正条例を提案したいと考えております。

次に議案第 96 号「安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、昭和 30 年度に建設した日ノ出団地 2 棟 6 戸及び昭和 43 年度に建設した伊尾木団地 2 棟 8 戸について、耐用年数の経過及び老朽化に伴い、市営住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第 97 号「安芸市土佐ジロー加工場条例を廃止する条例」及び議案第 98 号「安芸市土佐ジロー加工場の指定管理者の指定期間の変更に関する件」につきましては、安芸市土佐ジロー加工場の土地所有者と締結した土地使用貸借契約の期間満了に伴い、土地所有者の意向に基づいて土地を返還するため同施設を除却することから、行政財産としての用途を廃止するものでございます。また、それに伴い同加工場の指定管理者である畑山土佐ジロー生産組合との指定期間について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとしていたものを、平成 31 年 3 月 31 日までに変更するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に議案第 99 号「市道の路線認定の件」につきましては、塩屋南線を市道認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本路線は、南国安芸道路の工事用道路として建設が予定されており、南国安芸道路完成後は市道として供する予定であることから、市道認定しようとするものでございます。

なお、議案説明書に位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で提案しました案件の説明とします。予算案件は後刻担当課長から説明を申し上げます。御審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○小松文人議長 企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長 予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 100 号「平成 30 年度安芸市一般会計補正予算（第 6 号）」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算の規模は、2 億 1,879 万 6,000 円の減額であります。なお、減額補正ではございますが、所要一般財源は増額となっており、主に財産収入や諸収入、繰越金を計上いたしております。

それでは主な歳出につきまして、お手元の事業別補正予算概要に基づき御説明いたします。事業別補正予算概要の 1 ページを御覧ください。

2 款、総務費の 1 項 6 目、財産管理費につきましては、主なものとして、穴内八丁の下の市有地内にあります水路の擁壁の一部が崩落していることから、改修工事費を補正計上するものでございます。

次に、14 目、国県補助金返還金（財政）につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金返還金の計上でございます。

本件につきましては、平成 21 年度に新火葬場建設を目的として、西浜地区の元火葬場予定地の用地購入及び造成費用等に同交付金を充当しておりましたが、その後新火葬場の建設地を見直し、伊尾木地区に整備することになったことに伴いまして、結果として当初国に申請していた目的のために交付金が活用されなかったこととなり、国と協議のうえ、用地購入等に充当した交付金を返還するものでございます。

なお、当該用地につきましては、公共的・公益的な用途で有効活用を図るため、社会福祉法人へ売却する方針で協議を進めておりまして、本補正予算案におきまして、当該用地を含めた市有地の土地売却収入といたしまして、約 5,000 万円の歳入を計上しているところでございます。

次に、国県補助金返還金（環境課）につきましては、空き家対策総合支援事業費補助金返還金の計上でございます。

本補助金は、公用又は公共的な用途に空き家や老朽建物の敷地を活用することを要件に、その改修費や除却費の一部が補助されるもので、本市では、旧火葬場跡地を市営墓地として活用するため、平成 28 年度に旧火葬場の解体費用に対して交付決定を受け、翌 29 年度に繰り越して事業を完了いたしまして補助金を受け入れておりましたが、その後になって、補助要件の明確化・厳格化により、受益者が特定される公営墓地は補助対象とならない旨の指摘を受けたことから、昨年度に受け入れた同補助金を返還するものでございます。

次に、4 項 3 目の県議会議員選挙費につきましては、主なものとして、投票者の利便性の向上を図るため、来年 4 月に行われる県議会議員選挙から選挙入場券の様式を見直すことに伴い、システム改修費や郵送料を追加計上するものでございます。

なお、県議会議員選挙の日程につきましては、来年 3 月 29 日金曜日告示、4 月 7 日日曜日投票の見込みとなっております。

次に 3 款、民生費の 1 項 5 目、介護保険事業特別会計繰出金（事務費分）につきましては、主なものとして、当初予算において単独事業として計上しておりましたが、介護保険システム改修が新たに国庫補助の対象となったことで、補助金の増額が見込まれますことから、一般会計からの繰出金を減額補正するものでございます。

次に 2 項 2 目、児童手当交付金支給事業につきましては、支給対象者が当初の想定より増加しましたことから、扶助費を追加計上するものでございます。

次に 4 目の保育所運営事業につきましては、主なものとして、近年の記録的な猛暑への対応といたしまして、公立保育所の保育室等へ空調設備を設置するための設計委託料の計上でございます。

本市の公立保育所の空調設備設置率は約 5 割にとどまっております、子供の安心安全な保育環境を確保するため、平成 31 年度中に公立 6 保育所 24 室へ空調設備を設置するため、今年度に設計委託料を補正計上するものでございます。

次に 5 目の児童センター管理運営費につきましては、児童センター進入路及び敷地内にありますブロック塀の撤去及びフェンス設置工事費の計上でございます。

国の補正予算への対応といたしまして、倒壊の恐れのあるブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置するもので、その財源には補助率 3 分の 1 の国交付金と、交付税算入率 60% の補正予算債を充当しております。

次に 3 項 2 目の医療扶助事業につきましては、決算見込みに伴う扶助費の追加計上でございます。

4 款、衛生費の 1 項 1 目、保健衛生総務事務費につきましては、主なものとして、決算見込みによりまして元気風呂の燃料費や光熱水費を追加計上するものでございます。

次に 2 項 2 目のリサイクル事業につきましては、主なものとして、リサイクルプラザにあるアルミ缶選別機ベルトコンベヤーが故障し、緊急的な修繕が必要となったことから既決予算で対応しており、今回その補填を行うものでございます。

6 款、農林水産業費の 3 項 2 目、災害関連緊急大規模漂着流木等処理事業につきましては、7 月豪雨により海岸に漂着した流木及びごみ等の処理を実施するため、9 月補正予算において、その所要額を計上しておりましたが、流木等の処理量が増加したことに伴い委託料が増額となったことから、既決予算を流用して対応しており、今回その補填を行うものでございます。

8 款、土木費の 2 項 2 目の道路維持費につきましては、主なものとして、7 月豪雨や台風による崩土除去等、災害対応のための委託料の追加計上でございます。

次に、3 目の道路新設改良事業につきましては、主なものといたしまして、高規格道路関連周辺整備事業につきまして、事業間調整により減額を行うものでございます。

次に道路新設改良事務費につきましては、交付金の割り当て額の確定に伴い、起債対象となる事務費を減額するものでございます。

次に社会資本整備総合交付金事業・道路（沢の平線）から、2 ページ目の社会資本整備総合交付金事業（ムネカネ線）につきましては、交付金の割り当て額の確定に伴いまして、交付金事業間で事業費調整を行うものでございます。また、本年度より交付金の取り扱いが明確化されたことなどに伴いまして、補助率が見直しとなったことから歳入の財源調整を行っております。

次に、社会資本整備総合交付金事業・道路（六丁太夫屋地線）から、社会資本整備総合交付金事業・道路（床持線）につきましては、交付金の割り当て額の確定に伴いまして、本年度の事業実施を見送り、事業費を減額するものでございます。

防災安全交付金事業・道路（道路改修）から 4 目の防災安全交付金事業・道路（橋梁老朽化対策）につきましては、主なものとして、交付金の割り当て額の確定に伴う事業費の減額でございます。

次に、3 項 1 目の下排水路整備事業につきましては、主なものとして、安芸海岸排水口土砂しゅんせつ委託料の追加計上でございます。たび重なる台風襲来への対応といたしまして、安芸海岸の排水口に堆積した土砂等をしゅんせつするため、既決予算を流用して緊急的に実施しており、今回その流用補填を行うものでございます。

次に小河川整備事業につきましては、主なものとして、高規格道路関連周辺整備事業の事業間調整により、赤野地区のコモ谷川河川改修工事費を追加計上するものでございます。

次に 4 項 2 目の都市公園維持管理費につきましては、主なものとして、地域高規格道路阿南安芸自動車道整備に伴いまして、伊尾木川緑地公園の一部が起業地となることから、当該箇所の支障木や工作物の除却工事費を計上するものでございます。

なお、これら支障木等に係る移転補償金につきましては、一般財源として本補正予算において歳入予算を計上しております。

次に、自然公園維持管理費につきましては、台風 21 号及び 24 号により被災した大山岬公園のフェンス及びトイレの復旧工事費を計上するものでございます。

次に 3 目の公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、主なものとして、交付金の割り当て額の確定により事業費が減額となったことに伴う繰出金の減額でございます。

次に 5 項 1 目の社会資本整備総合交付金事業・地域住宅（公営住宅）につきましては、主なものとして、交付金の割り当て額の確定に伴いまして、日ノ出町団地解体工事費等の事業費を追加計上するものでございます。

次に 3 目の改良住宅管理費につきましては、主なものとして、市営住宅の雨どいや給湯器など修繕費の追加でございます。

9 款、消防費の 1 項 1 目の消防総務事務費につきましては、主なものとして、31 年度新規採用職員に貸与する制服及び活動服等の購入費の計上でございます。

10 款、教育費の 1 項 2 目の教育委員会事務局事務費につきましては、主なものとして、海の星幼稚園施設型給付費負担金の追加でございます。

海の星幼稚園への入園児童数の増加に伴い、施設型給付費負担金に不足が見込まれることから、今回追加計上するものでございます。

次に、2 項 1 目の小学校管理事務費につきましては、主なものとして、小学校空調設備設置工事設計委託料の計上でございます。

国の補正予算により、新たに創設された交付金の配分が見込まれることから、31 年度に予定していた小学校 8 校の普通教室及び特別教室へ空調設備を設置するための設計委託料を前倒しして計上するものでございます。

なお、早期に概算事業費を精査した上で、今年度の 3 月補正予算へ設置工事費を計上いたしまして、31 年度中の速やかな設置を目指してまいりたいと考えております。

3 ページ目を御覧ください。

次に 3 項 1 目の中学校管理事務費につきましては、主なものとして、清水ヶ丘中学校ブロック

塀の撤去及びフェンス設置工事費の計上でございます。

国の補正予算により、新たに創設された臨時交付金の配分が見込まれることから、清水ケ丘中学校において安全対策が必要なブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置するもので、その財源には補助率 3 分の 1 の交付金と、交付税算入率 60% の補正予算債を充当しております。

なお、先の 9 月補正予算で計上いたしました、小学校 4 校のブロック塀解体・フェンス整備につきましても、当該交付金の対象となりますことから、先ほど御説明いたしました 2 項 1 目、小学校管理事務費におきまして、当該交付金を計上した上で、歳入の財源調整を行っております。

次に 2 目の要保護・準要保護生徒就学奨励費（学用品）につきましては、経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に対する、扶助費の追加計上でございます。

本年 10 月に支給要綱を改正し、次年度に新たに中学 1 年生となる生徒の保護者に対しまして、入学準備に対する就学援助金を、入学前の前年度 3 月末までに支給可能としたことに伴いまして、これに係る扶助費を追加計上するものでございます。

なお、来年度新たに小学 1 年生となる児童の保護者に対しましても、来年 3 月末までに入学準備金を支給するよう、本補正予算におきまして、その所要額を計上しております。

次に、5 項 3 目の体育施設管理運営費につきましては、主なものとして、市営球場本部棟空調設備や投手控え室屋外階段など、緊急的な修繕が必要となったことから既決予算で対応しており、今回修繕料の補填を行うものでございます。

11 款、災害復旧費の 3 項 1 目の公共土木施設現年補助災害復旧費（道路）及び（河川）につきましては、さきの 7 月豪雨等災害復旧費に係る人件費ほか事務費の追加計上でございます。

2 目の公共土木施設単独災害復旧費（道路）につきましては、主なものとして、市道の崩土・倒木除去等委託料や、市内全域の市道及び橋梁の測量設計委託料を追加計上するものでございます。

以上で一般会計の事業別補正予算の概要の説明を終わります。

次に第 2 表、繰越明許費について御説明申し上げます。

補正予算書の 7 ページをお開き願います。

8 款、土木費、2 項、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業・道路及び防災安全交付金事業・道路の 2 事業で、地元調整や関係機関との協議に不測の日数を要したことなど、やむを得ない事由により翌年度に繰り越すことが見込まれるものについて、2 億 495 万円繰越明許いたすものでございます。

次に第 3 表、債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

債務負担行為の追加といたしまして、来年 4 月 7 日投開票予定の高知県議会議員選挙に係るポスター掲示板設置・維持管理・撤去委託につきまして、平成 31 年度で 70 万円を、また選挙管理システム賃貸借料につきまして、平成 31 年度で 10 万円を限度に債務負担いたすものでございます。

果樹経営支援対策事業費補助金につきましては、7 月豪雨による果樹農業被害への対応といた

しまして、被災農業者に対する改植費用や未収益期間の肥料・農薬等の営農費に係る補助金につきまして、平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 カ年で、1,386 万円を限度に債務負担いたすものでございます。国による既存の果樹支援策の対象とならない被災農業者への支援や、未収益期間支援の上乗せ及び延長につきまして、県が独自に支援を行うもので、全額、県補助金を見込んでおりまして、市の継ぎ足しはございません。

次に第 4 表、地方債補正につきまして御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

地方債の追加といたしまして、先ほど歳出で御説明いたしました事業費変更に伴い起債の目的別に児童福祉施設整備につきまして、1,390 万円を限度として追加するものでございます。

地方債の変更といたしましては、起債の目的別に、児童福祉から現年発生単独災害復旧までの 9 件について発行限度額の変更を行うもので、あわせて 6,060 万円の減額を行うものでございます。

以上で一般会計の補正につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして 9 ページをお開き願います。

議案第 101 号「平成 30 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は 2,400 万円の追加でございます。

主な内容は、決算見込みに伴います一般被保険者高額療養費の追加でございます。

続きまして 11 ページをお開き願います。

議案第 102 号「平成 30 年度安芸市元気バス事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は 90 万円の追加でございます。

主な内容は、本年 6 月に発生した落石による車両損傷事故に伴う修繕料の補填や元気バス車両購入費の入札減による備品購入費の減額でございます。

次に第 2 表、地方債補正につきまして御説明いたします。

13 ページをお開き願います。

地方債の変更といたしましては、先ほど歳出で御説明いたしました事業費変更に伴い、起債の目的別に元気バス事業につきまして発行限度額の変更を行うもので、10 万円の減額を行うものでございます。

続きまして 14 ページをお開き願います。

議案第 103 号「平成 30 年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は 1,055 万 2,000 円の減額でございます。

主な内容は、交付金の割り当て額の確定に伴い、安芸市浄化センターストックマネジメント計画策定業務の実施を見送ったことによる委託料の減額でございます。

続きまして 16 ページをお開き願います。

議案第 104 号「平成 30 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、御説明いたします。

補正予算の規模は、567 万 4,000 円の追加でございます。

主な内容は、平成 29 年度精算による地域支援事業交付金等返還金の追加でございます。

以上で補正予算案件の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○小松文人議長 上下水道課長。

○山崎明仁上下水道課長 議案第 105 号につきまして、御説明いたします。

議案第 105 号「平成 30 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 2 号）」につきましては、「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び資本的支出」の項目につきまして、追加及び減額補正するものでございます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

第 2 条「収益的収入及び支出」は、支出科目第 1 款、水道事業費用の既決予定額 2 億 8,845 万 3,000 円から、補正予定額 488 万 3,000 円を増額して、2 億 9,333 万 6,000 円とするものでございます。

補正予定額の主なものにつきましては、第 2 条の「収益的収入及び支出」の支出の部、第 2 項の特別損失の大井簡易水道施設築造工事及び建築工事において、7 月豪雨により工事資材、機械器具類が流出・使用不能となったため、建設工事請負契約書第 29 条の規定により、損害による費用の負担を請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担するため増額するものでございます。

次に 2 ページをお開き願います。

第 3 条「資本的収入及び支出」は、支出科目第 1 款、資本的支出の既決予定額 4 億 1,363 万 2,000 円に、補正予定額 13 万 5,000 円を追加して、4 億 1,376 万 7,000 円とし、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 2,139 万 3,000 円は、当年度消費税資本的収支調整額 427 万 9,000 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 1,711 万 4,000 円で補填する。」に改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

補正予定額の主なものとしたしましては、第 3 条の「資本的収入及び支出」の支出の部、第 1 款第 1 項の建設改良費、六丁池改修工事に伴う送水管布設工事施工に伴う送水管仮設レンタル管賃借費の計上をするもので、当初予算計上後に国、県より報告があり、既決予算を流用して対応しており、今回その補填を行うものでございます。

以下 3 ページから、補正予算に関します説明資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、簡単ではありますが御説明を終わらせていただきます。

何とぞ御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○小松文人議長 この際、議員各位に御連絡いたします。

平成 30 年第 4 回定例会（12 月 7 日）

一般質問の通告期限は、本日午後 5 時となっておりますので、一般質問をされる方は配付の通告書に質問事項を具体的に記載の上、提出されるようお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10 日、午前 10 時再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 8 分